

福岡市セーフティネット専用住宅等入居支援事業
補助金制度説明会での質問等に対する回答及び考え方

令和8年7月

福岡市住宅都市みどり局住宅計画課

説明会での質問等に対する回答及び考え方

(1) 説明会資料に係る質問等

No	説明会資料 該当項目	質問等要旨	質問等に対する回答及び考え方
1	入居世帯の主な要件 (改修費補助) [P. 49]	改修費補助を受けた場合、生活保護受給者を 入居させることは可能か。	<u>改修費補助のみを活用した住戸の場合は、生活保護受給者も入居可能です。</u> 家賃低廉化補助と家賃債務保証料等低廉化補助の場合は、生活保護受給者が入 居している期間は補助対象外です。
2	住戸の主な要件 (家賃他) (家賃低廉化補助) [P. 59]	家賃限度額以下に設定することとなる家賃 額には共益費等を含むのか。	家賃限度額以下とする <u>家賃には、共益費等は含みません</u> 。純粋な家賃の額が家 賃限度額以下である必要があります。

(2) その他

1	補助対象住宅	サービス付き高齢者向け住宅に補助制度を活 用することは可能か。改修費については国の補 助(サービス付き高齢者向け住宅整備事業)があ るため重複不可だと思われるが、家賃低廉化補 助をサ高住で利用することは可能か。	改修費・家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化補助のいずれの場合も、 <u>サー ビス付き高齢者向け住宅は補助対象外です。</u> (補助申請の手引き【改修費補助編】P15、【家賃補助／家賃債務保証料等補 助編】P14・42)
---	--------	---	---